

# 新城市創業支援等事業補助金

新城市では、市内産業の振興と地域の活性化を図るため、新たに市内で事業を開始する創業者に対し、創業にかかる経費の一部を補助します。



## 1. 補助対象者

### 創業する場合

- ①市内で個人事業の開業届出を行う者、もしくは株式会社等の設立を行い、その代表者となる者であること
- ②特定創業支援事業を受け、新城市から証明書の交付を受けた者であること

### 事業承継・第二創業をする場合

既に事業を営んでいる個人若しくは法人の後継者が先代から事業を引き継いだ場合に、現在行っている事業の全部又は一部を継続して実施しつつ、日本標準産業分類の中分類において、当該事業と異なる分野に進出する者であること

## 2. 補助率・補助上限額

補助率：補助対象経費の2分の1 補助上限額：20万円

## 3. 補助対象経費

### ○設備費

市内の店舗・事業所の開設・改修に伴う内外装工事費、設備工事費、機械装置・備品の購入費、空き店舗・空き家の改修に伴う廃材処分・解体費

### ○広告宣伝費

販路開拓にかかる広告宣伝費、パンフレット制作費、その他補助対象事業の広報を目的としたもの

### ○専門家謝金

補助対象事業実施のために支払った専門家への謝金、知的財産権等関連経費

### ×補助対象とならない経費の一例

- ・人件費
- ・旅費
- ・マーケティング調査費
- ・消耗品費
- ・汎用性が高く使用目的が補助対象事業の遂行に必要なものと特定できないもの（パソコン、車両、書籍、カメラ、スマートフォン、タブレット端末、プリンタ、エアコン、各設備・備品のリース料 など）
- ・1単位あたり5万円未満のもの
- ・第二創業者による申請のうち、新たに取組む事業と関係のない活動に係る費用

◎問合せ先 産業振興部産業政策課 TEL:0536-23-7634

要綱、申請様式などは市HP（右のQRコード）よりご確認ください⇒

